

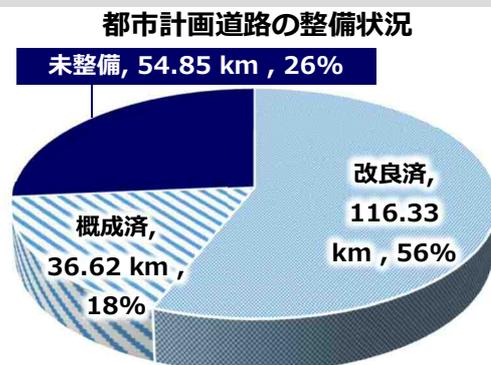
富士市都市計画道路の必要性についての再検証

都市計画道路の見直し を検討しています

1. 都市計画道路とは…

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、安全で安心な「住みよいまち」にするため、都市計画法に基づいて計画された道路のことです。

現在、市内には 75 路線(計 207.8km)の都市計画道路がありますが、そのほとんどは、人口の増加や市街地の拡大に対応するために高度経済成長期の昭和 30 年代に計画され、現在までにそのうちの 72.0%が整備されてきました。



R3.3.31 時点

※概成済とは、都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね 2/3 以上の幅員を有する道路)のことを指します。

2. なぜ、いま見直しを行うの？

都市計画道路は、その路線が都市計画決定されると、事業の円滑な実施を確保するため、建築行為に対して法律による制限がかかることから、50 年以上の長期間に渡り、建築行為の制限がかかっている土地が存在しております。

そこで、平成 19 年度から平成 22 年度にかけて、本市として初めて都市計画道路の必要性についての再検証を行い、都市計画道路の見直しを行いました。それから 10 年程度が経過し、静岡県が平成 30 年に最新の交通量調査のデータを基にした将来交通需要の予測結果をとりまとめましたので、令和元年度から本市として 2 回目となる都市計画道路の再検証を行っています。

3. どのように見直しを行うの？

平成 21 年 3 月に策定した「富士市都市計画道路必要性再検証ガイドライン」に沿って、都市計画道路の見直しを行っています。

最初に、整備済や事業中の路線を除くなど再検証の対象とする路線を抽出し、ステップ 1 で交通処理や防災・観光機能などの 12 項目の観点で必要性の検証を行います。

次に、ステップ 2 で、実現性や妥当性の 9 項目の観点で合理性の検証を行い、その後、一次判定として、仮に「現決定を維持」と「見直し候補路線」に振り分けます。

ステップ 3 では、見直し候補路線がなかったと仮定して、新道路網で他の路線に渋滞が発生しないか等を検証し、見直しの方向性(案)として、「現決定を維持」、「変更」、「廃止」の 3 つに分類します。

見直しの方向性(案)が「廃止」となった路線(区間)については、地域住民の皆様との合意形成が図られたのち、都市計画決定の廃止に必要な手続きを進めます。



4. 未整備の都市計画道路が、「廃止」になるとどうなるの？

対象路線の都市計画決定が廃止になると、住宅等を建築する際の建築物の階数や主要構造物に係る制限(都市計画法第53条)がなくなり、通常の建築基準法等の基準に従った建物を自由に建築することが可能となります。

これにより、対象路線の沿線地域の計画的な土地利用を促進するとともに、土地所有者の方への建築制限の負担もなくなります。

これまでかかっていた都市計画法による制限がなくなることにより、自由に土地を利用することが可能となり、積極的な土地利用を図ることができます。



↑都市計画法第53条による制限がなくなります

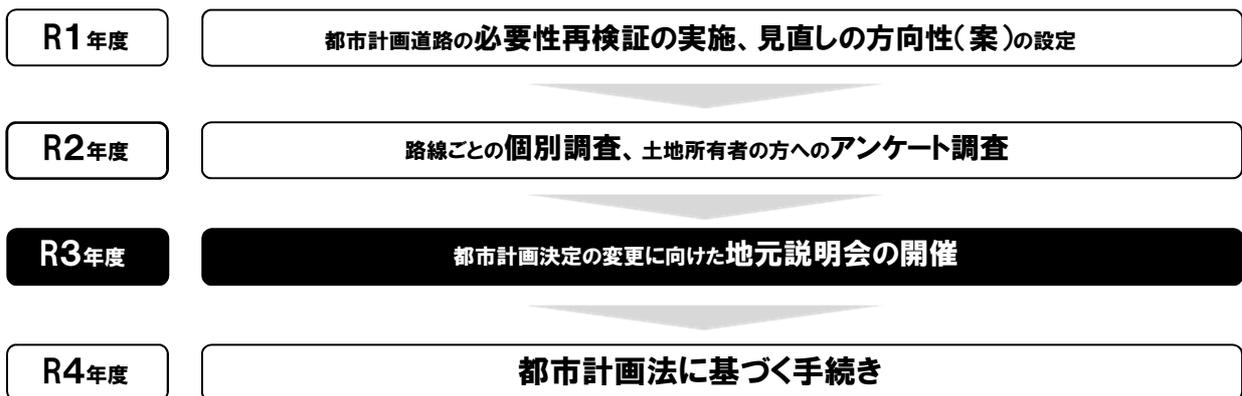
5. いつから建築行為の制限がなくなるの？

今年度は、見直しの方向性(案)が廃止となった路線について、アンケート調査を実施し、土地所有者の皆様の意向を把握します。アンケート調査による貴重なご意見を踏まえた上で、今年度末には都市計画道路の見直しの方向性を公表する予定です。

また、令和3年度には、見直しの方向性が「廃止」となった路線について、地元説明会を開催し、地域住民の皆様との合意形成を図っていきます。

その上で、順調に進むと、令和4年度に都市計画決定の変更に必要な事務手続きを行っていきます。「建築行為の制限」がなくなるのは、都市計画決定の変更の告示日以降(公告日は未定)となります。

今後のスケジュール(予定)



6. お問い合わせ先

都市計画道路の見直しについて、ご不明な点がありましたら、お手数ですが下記の間合せ先までご連絡をお願いします。

- ・ 富士市役所 都市計画課 都市政策担当 廣瀬・金指 TEL/0545-55-2786